

第1 申し立ての趣旨

相手方は、東京都

（以下本件マンション）の4階ベランダに KDDI が設置した通信基地局（以下、本件基地局）を撤去せよ。

第2 当事者

申し立て人は、本件マンションの周辺に住む住民3名である。その他に、申し立て人でないが本件申し立てに、次の住民が賛同の意を表明し、本件基地局の撤去を求めている。

相手方は本件マンションの管理会社（以下、本件管理会社）で、本件マンションの管理組合から全面的に業務を委託されている者である。

第3 経緯

1 令和3年9月20日頃、KDDI の関連会社で通信基地局の設置を請け負っているサンワコムシステムエンジニアリングが KDDI 基地局の設置工事を告知するためのチラシを、本件マンション周辺の一部住宅に工事の直前に配布した。チラシには無線基地局の工事と書かれていたが詳しい説明は一切しなかった。チラシを配らない家には、口頭で屋上で工事ということと、運搬車両による道路封鎖についての説明をした。そのため、実際に設置されるまで、どのようなものが設置されるのかは不明だった。

2 令和3年9月24日に本件基地局が設置された。無線基地局、屋上の工事の実態が明らかになったことを受けて本件マンションの近辺に住む住民がKDDI エンジニアリングに基地局の稼働をペンディングにするように申し入れをした。携帯電話やスマホの通信に使われるマイクロ波が人体に健康被害を及ぼす懸念があったからである。令和3年10月23日にKDDI エンジニアリングは当面の間基地局を稼働しないこと、稼働するとしても黙って稼働するようなことはしないと約束した。

本件基地局から10メートルの位置にある住宅に住む本件申立人・[REDACTED]の家族は、強度のマイクロ波を1日24時間、365日被曝することになり人体影響のリスクが高かったので、KDDI にマイクロ波の測定を依頼した。その結果、本件基地局から40メートルの地点に立つ集合住宅「[REDACTED]」では、極めて高い数値が測定された。(甲8号証、甲9号証)

3 申立人は「電磁波からいのちを守る全国ネット」(加藤やすこ代表、以下全国ネット)に解決策を相談した。全国ネットは、令和3年10月に本件マンションの管理組合理事長宛てに、内容証明書便(甲1号証)を送付して話し合いを求めたが、回答は得られなかった。

4 令和3年11月 申し立て人らは電磁波問題市民研究会の大久保貞利氏を講師に招いて電磁波についての勉強会を開催した。第1回目の開催後、周辺住民により「KDDI 携帯基地局の廃止を求める会」が結成された。その後「電磁波からいのちを守る全国ネット」の黒薮哲哉氏を講師に招き、40名の住民が参加する中、第2回目の学習会が開かれた。

3回目の学習会は、再び電磁波問題市民研究会の大久保貞利氏を招いて学習会を開催した。これら一連の学習会には、地元住民の他、複数の[REDACTED]の区議が参加している。

こうした動きと並行して申立人らは、本件基地局の撤去を求める署名を集めた。そして、令和4年3月29日に277名分の署名をKDDI 本社に届けたが、KDDI からは何の回答もなかった。

また、本件管理会社宛てに、本件基地局撤去を求める通告書を内容証明付きで送っているが未だに回答がない。(甲2号証)さらに電磁波勉強会出席のお願いの手紙も発送したがやはり返答はなかった。

申立人らは[REDACTED]区議にも問題を解決すべく相談した。その結果、[REDACTED]議員が本件基地局の問題点を区議会で取り上げ、解決を求めた。

また、令和4年4月には、[REDACTED]区議と住民有志で、KDDI との関係について、立憲民主党衆議院議員の大河原まさ子氏に陳情を行った。

5 令和4年4月21日、KDDIは住民の反対を押し切るかたちで、本件基地局の稼働を開始した。その後、6月29日にKDDIは住民説明会を開催した。この説明会には30名の周辺住民と、3名の区議が参加した。KDDIは本件基地局から放射されるマイクロ波は、総務省の電波防護指針を満たしているので安全性に問題はないとする自社の立場を説明したが、住民からは安全性の根拠に納得ができないとして、本件基地局の撤去を求める声が相次いだ。この住民説明会は時間切れで次回に持ち越され、第2回目のKDDIによる住民説明会が10月29日に実施された。そこでも同じ説明が繰り返されたが、住民側は独自に測定した数値や、電磁波の安全性には大きな疑問があること、実際に本件基地局が稼働してから血圧の異常値がみられるようになったことなどを報告した。

6 ここ [redacted] 区内でも特に環境の整った区域であるため、平成26年に新たに景観形成重点地区に指定されている。景観の点から見ても本件基地局のアンテナは、むき出しの外観のまま [redacted] の真正面に設置されており、マンション住民からは強いストレスを感じているとの声が上がった。また4階部分に設置されているため道路からもかなりの圧迫感があり、区のガイドラインに沿っていないなどの意見が出た。(甲3号証)

7 令和4年8月に、本件マンション17戸の全オーナー宛てに、「KDDI携帯基地局の廃止を求める会」から書簡を発送した。内容は、①昨年携帯基地局が設置されてからの住民運動の経緯の報告、②マイクロ波による人体影響についての説明、③令和4年度の本件マンション総会にて、当該基地局設置の是非を話し合っしてほしいとのお願いである。(甲4号証)

第4 マイクロ波による人体影響について

申立人が、本件基地局の撤去を求める理由は、通信基地局から放射されるマイクロ波が人体に影響を及ぼすことが懸念されるからである。特に長期に渡ってマイクロ波を被曝した場合の高いリスクを問題視している。

基地局周辺に、「電磁波過敏症」が多いことは各種の調査研究によって明らかになっている。医学的な根拠は解明されていないものの、疫学的には健康被害が立証されている。例えば、早稲田大学応用脳科学研究所「生活環境と健康研究会」の北條祥子名誉教授のチームは、日本人の電磁波過敏症の有症率を

3%～5.7%とする研究結果を公表している。主要な症状は極度の疲労、集中困難、憂鬱、発疹、頭痛、耳鳴りなどである。(甲5号証)

また、基地局周辺にガンが多発していることが、ブラジルやドイツなどの疫学調査で明らかになっている。(甲6号証)

携帯電話基地局が周辺住民へ及ぼす影響について、これまで発表されている各国の論文をまとめたレビュー論文が学術誌「Environmental Research」に7月に公開された。それによると38の論文のうち28(73%)が影響ありと結論づけた。(甲7号証)

電磁波問題の検証作業には1年、2年、あるいは5年、20年という長い年月を要する。短期間の電磁波被曝では影響が現れなくても、長期にわたる被曝により影響が現れる場合もあるからだ。携帯電話の普及が始まったのち、長い歳月を経て、ようやく基地局の危険性が指摘されるようになったのも、安全性の検証には、長期の被曝による人体影響を調べる必要があったからである。さらに言えば、基地局からの電磁波は2G、3Gから今や4G、さらに5Gの使用へと周波数が高くなっている。

海外では電磁波の規制値を変更する国もあるが、日本の規制値は1990年に設定されてから32年間変わっていない。次に示すのは、マイクロ波の規制値の国際比較である。日本の規制値が実質的には規制になっていないことがわかる。

日本	$1000 \mu W/cm^2$
ICNILP	$900 \mu W/cm^2$
ロシア・イタリア	$10 \mu W/cm^2$
スイス	$9.5 \mu W/cm^2$
欧州評議会	$0.1 \mu W/cm^2$ (勧告値)
単位	(マイクロワット・パー・平方センチメートル)

令和4年10月14日号の「週刊金曜日」には、本件マンションの基地局についての記事が掲載され、本件基地局から40メートルのマンションでは最大で $60 \mu W/cm^2$ の数値が測定されたことが取り上げられている。(甲8号証)

KDDIも令和4年5月21日に本件基地局の周辺でマイクロ波を測定している。その結果、総務省の規制値は満たしているものの、欧州評議会が勧告している数値とはかけ離れた数値が観測された。(甲9号証)

5 結論

マイクロ波の安全性は現段階では確認されていないにもかかわらず、周波数帯が段階的に高くなっている。こうした状況の下で、安全性の研究が追いついていない。そのためにスイスのジュネーブ市などは、安全性の裏付けが取れるまで5Gの導入をペンディングにしている。

携帯電話やパソコン、Wi-Fiは個人の意思で使用を制限したり、有線に変えることができるが、基地局の場合、一旦設置され稼働されると、周辺住民は電磁波被曝を避けることができない。安全であるはずの住まいで、妊婦から乳幼児、さらには高齢者まで1日24時間、1年365日、個人の意思とは無関係に電磁波に晒され続ける。

申立て人らは「予防原則」に基づいて、本件基地局の撤去を求めるものである。